

平成30年11月

大治町農業委員会
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年11月20日(火)
午後4時30分～午後5時00分
- 2 開催場所 大治町役場 第2会議室
- 3 出席者 12名
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事日程

①	鈴木國一	②	若山善之	③	八神一朗	④	山田恵子
⑤	吉田佐知枝	⑥	安井宗一	⑦	立松 稔	⑧	前田幹雄
⑨	横井久雄	⑩	吉田慎司	⑪	成田照幸	⑫	石川 隆

第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木昌樹

事務局 水野 学

三谷修平

川合悠生

7 会議の概要

発言者	内容
<p>事務局長</p> <p>会長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。会議に先立ちまして、鈴木会長から一言あいさつをいただきます。</p> <p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第4条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今から平成30年第11回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第18条第2項に基づき、3番 八神一郎 委員、4番 山田恵子 委員を議事録署名者に指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>議案第6号、報告第22号、報告第23号、報告第24号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明いたします。本日は、適格者証明4件、4条3件、5条7件、18条3件となっております。</p> <p>まず、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明します。</p> <p>本来であれば、1筆1筆ご報告させていただくところですが、今回は筆数が多く、時間も限られているため一部省略してご説明させていただきます。</p> <p>番号1、受付年月日、平成30年10月23日、相続人***、被相続人***、申請地は計3筆あり、いずれも西條地区で地目は畑になります、合計面積は1,221.1㎡で農地の現況については、野菜、被相続人所有面積2,941㎡となります。備考として、2筆が本来の面積より少なくなっている記載がありますが、看板と倉庫が建っているためその部分を除いた面積ということにな</p>

ります。

番号2、受付年月日、平成30年11月5日、相続人***、被相続人***、申請地は12筆あり、田が4筆、畑が8筆となっております。合計面積は2,939㎡で現況は、田は水稻、畑は小松菜等野菜となっております。被相続人所有面積は6,431㎡です。

番号3、受付年月日、平成30年11月6日、相続人***、被相続人***、土地の所在大字***字***地番***、地目畑、現況畑、地積42㎡、白菜、ネギ、ハウレンソウの作付けがあります。被相続人所有面積は3,109.76㎡です。

番号4、受付年月日、平成30年11月8日、相続人***、被相続人***、申請地は26筆あり、田9筆、畑17筆となっております。合計面積は8,812㎡で現況は、田は水稻、畑は野菜となっております。被相続人所有面積は8,812㎡です。

番号1に関しては鈴木会長、番号2は成田委員、番号3は横井委員、番号4は八神委員と申請地の現場確認を行ったところ、農地として良好な状態で管理されていました。

以上のことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明を出すことに、問題はないと判断できますが一度ご審議いただきますようお願いいたします。

次に、報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成30年9月25日、処理年月日 平成30年10月11日、土地の所在 堀之内***番、地目 畑、地積360㎡、届出人 ***、駐車場です。現況については、東は駐車場、西と南は畑、北は宅地です。

番号2、受付年月日 平成30年10月10日、処理年月日 平成30年10月19日、土地の所在 北間島***番、地目 田、地積500㎡、届出人 ***、集合住宅です。現況については、東と

南は道路、西は宅地、北は田です。

番号3、受付年月日 平成30年10月11日、処理年月日 平成30年10月19日、土地の所在 西條***番、地目 田、地積276㎡、届出人 ***、自己住宅です。現況については、東は田、西は道路、南は畑、北は宅地です。

次に、報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成30年10月4日、処理年月日 平成30年10月15日、権利の別 賃借権、土地の所在 花常***番、地目 田、地積585㎡、譲渡人 ***、譲受人 (有)***、駐車場予定です。現況については、東と北は宅地、西と南は道路です。

番号2、受付年月日 平成30年10月5日、処理年月日 平成30年10月17日、権利の別 賃借権、土地の所在 三本木***番、地目 田、地積288㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、店舗です。現況については、東は道路、西と南と北は店舗です。

番号3、受付年月日 平成30年10月5日、処理年月日 平成30年10月17日、権利の別 賃借権、土地の所在 三本木***番、地目 田、地積236㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、駐車場です。現況については、東と南は道路、西と北は駐車場です。

番号4、受付年月日 平成30年10月5日、処理年月日 平成30年10月17日、権利の別 賃借権、土地の所在 三本木***番、地目 田、地積233㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、駐車場です。現況については、東は店舗、西と南は道路、北は駐車場です。

番号5、受付年月日 平成30年10月5日、処理年月日 平成30年10月17日、権利の別 所有権、土地の所在 西條***番、地目 田、地積135㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、宅地分譲予定です。現況については、東と北は宅地、西と南は道路です。

番号6、受付年月日 平成30年10月9日、処理年月日 平成30年10月17日、権利の別 所有権、土地の所在 花常***番、地目 田、地積571㎡、譲渡人(株)***、譲受人(株)***、住宅建築予定です。現況については、東は水路、西と南は道路、北は宅地です。

番号7、受付年月日 平成30年10月10日、処理年月日 平成30年10月22日、権利の別 所有権、土地の所在 西條***番、地目 田、地積216㎡、譲渡人***、譲受人***、駐車場予定です。現況については、東と南と北は宅地、東は田です。

続いて、報告第24号農地法第18条第6項の規定による通知書について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成30年10月12日、土地の所在 西條***番、地目 田、地積549㎡、賃貸人****、借借人***、解約の種別については 合意解約、通知の事由については 賃貸人からの申し出のためとなっております。

番号2、受付年月日 平成30年10月12日、土地の所在 西條***番、地目 田、地積549㎡、賃貸人****、借借人***、解約の種別については 合意解約、通知の事由については 双方の話し合いの結果となっております。

番号3、受付年月日 平成30年10月30日、土地の所在 西條***番、地目 田、地積602㎡、賃貸人****、借借人***、解約の種別については 合意解約、通知の事由については 借借人からの申し出のためとなっております。

説明は以上です。

会長

ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び意見のある方の発言を許可します。

八神委員

議案第6号の番号4に関して、申請者が農地を耕作している状況を見たことがなく、また、農機具等も一切所持していないことを知

事務局	<p>っている。</p> <p>今回、申請者はこれだけ広い農地（8,812 m²）を耕作していくと営農計画書を提出しているが、農機具もなく1人で耕作するのは容易ではない。来年には草が繁茂している状況が容易に想像できる。事務局の考えはどうか。</p> <p>3条の許可申請とは違い、申請者の所有する農機具を記入する項目がないため、それを判断材料にすることはできず、また、申請者は今後20年間農地を耕作していくと申告しており、現在の申請地（26筆）はいずれも問題なく管理されている状況でした。予想から判断するのではなく、現在の状況を鑑みて審議していただきたいです。</p> <p>また、納税猶予の適用を受けた後も、3年ごとに引き続き農業経営を行っている旨の証明書を提出する必要があるため、現場確認を行うが、そのタイミングでなくとも農地パトロールで耕作されていない状況の報告があれば、その都度指導させていただき、是正がみられない場合は税務署に相談させていただく形になります。</p>
会長	<p>他に、質疑及び意見もないようですので、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について採決したいと思います。</p> <p>原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（挙手全員）</p>
会長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第6号については、承認するものとします。</p> <p>以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これを以って、本日の会議を閉じさせていただきます。</p> <p>では、その他連絡事項の説明を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>その他連絡事項でございますが、次回の総会は12月25日を予定しております。その際、11月分の農業委員活動記録簿を持参いただきますようお願いいたします。</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議長)

鈴木 國一

(委員)

八神 一郎

(委員)

山田 恵子